

人事委員会年報

令和4年度

札幌市人事委員会

目 次

I 委員会	1
1 委 員	1
2 委員会の開催状況	1
II 事務局	6
1 組 織	6
2 主な事務分掌	6
3 予 算	6
III 任 用	7
1 採 用	7
2 昇 任	9
3 転任（選考）	10
4 任命権者に委任している任用	10
IV 給与、勤務時間その他の勤務条件	12
1 職員の給与に関する報告及び勧告	12
2 職員に関する条例の制定、改廃に関する意見の申出	18
V 公平審査	20
1 勤務条件に関する措置要求の審査	20
2 不利益処分に関する審査請求の審査	20
3 職員からの苦情の処理	20
VI 職員団体	21
1 職員団体の登録	21
2 管理職員等の指定状況	22
VII 労働基準監督機関	23
1 適用事業所の号別決定	23
2 職権行使の状況	24
VIII 公平委員会の事務の受託	24
1 本委員会に公平委員会の事務を委託している地方公共団体	24
2 受託事務の内容	24
参 考 資 料	
第1表 職員の構成	27
第2表 公民較差の推移	31

I 委 員 会

1 委 員 (令和5年4月1日現在)

職 名	氏 名	就 任 年 月 日	任期	備 考
委員長	常本 照樹	令和3年11月1日	4年	大学名誉教授 再 任(当初就任 H29.11.1) 非常勤
委 員	祖母井 里重子	令和元年11月1日	4年	弁護士 再 任(当初就任 H28.6.3) 非常勤
委 員	長岡 豊彦	令和4年11月1日	4年	元教育長 再 任(当初就任 H30.11.1) 非常勤

2 委員会の開催状況 (令和4年度)

(1) 委員会の活動状況

活 動 内 容	活動回数	備 考
委 員 会 会 議	27回	
公平審査口頭審理等	5回	
市 議 会 出 席	23回	
会 議 ・ 研 修 会	2回	・ 全国人事委員会連合会公平審査事務研修会分科会 (7/13・熊本) ・ 全国人事委員会連合会公平審査事務研修会全体研修会 (7/14・熊本)
議案事前検討・事前審議	15回	
その他の委員会活動	13回	・ 給与に関する勧告報告手交式 (9/22) ほか

(参考) 人事委員会開催回数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	議題数
令和2年度	2	1	2	1	2	2	3	4	2	1	2	3	25	92
令和3年度	2	1	2	2	3	3	2	5	1	2	2	3	28	103
令和4年度	2	1	3	2	2	5	2	2	2	2	1	3	27	116

(2) 委員会会議の開催状況

No.	開催年月日	審 議 案 件
1	04.04.14	・ 令和4年度職員採用（大学の部、資格・免許職）試験の実施について ・ 人事委員会事務局職員の人事発令について ・ 職員の苦情相談に係る処理の状況について（令和3年度）
2	04.04.26	・ 人事委員会事務局職員の人事発令について ・ 令和4年職種別民間給与実態調査の実施概要について ・ 令和3年審第1号事案に係る審査について ・ 令和3年審第1号事案に係る審査について
3	04.05.27	・ 公益的法人等への札幌市職員の派遣等の報告について ・ 任命権者に委任している競争試験等の実施結果について ・ 解雇予告除外認定について ・ 令和3年審第1号事案に係る審査について ・ 令和3年審第1号事案に係る審査について
4	04.06.01	・ 条例案に対する意見について（札幌市職員退職手当条例の一部を改正する条例案等） ・ 令和3年審第1号事案に係る審査について ・ 令和3年審第1号事案に係る審査について
5	04.06.07	・ 令和4年度職員採用（短大の部、資格・免許職、高校の部、社会人経験者の部）試験の実施について ・ 令和4年度職員採用（大学の部、資格・免許職）試験申込状況
6	04.06.23	・ 一般職員の昇任選考について（市長請求分） ・ 札幌市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則案 ・ 令和4年度職員採用（大学の部、資格・免許職）試験 第1次筆記試験の受験状況 ・ 令和3年審第1号事案に係る審査について ・ 札幌市における定年引上げの方向性
7	04.07.07	・ 令和4年札幌市職員給与実態調査の概要について ・ 令和3年審第1号事案に係る審査について ・ 令和3年審第1号事案に係る審査について
8	04.07.27	・ 一般職員の採用選考について ・ 審査請求（令和4年7月6日付け）の受理等について ・ 令和4年職種別民間給与実態調査の実施状況について
9	04.08.08	・ 令和4年度職員採用（大学の部、資格・免許職）試験採用候補者名簿の確定について ・ 令和3年審第1号事案に係る審査について ・ 令和3年審第1号事案に係る審査について
10	04.08.22	・ 令和4年度障がいのある方を対象とした札幌市職員採用選考の実施

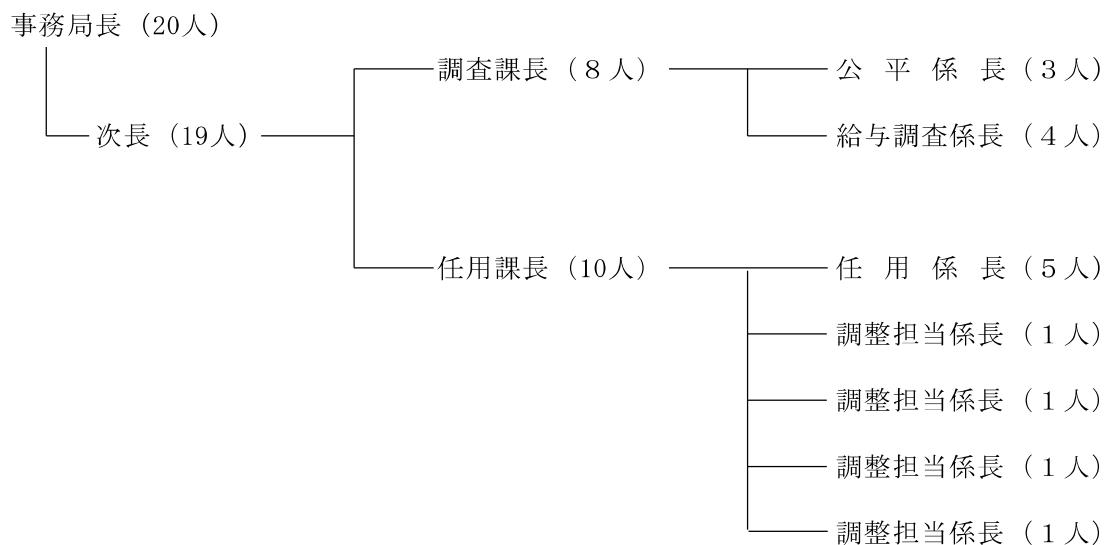
No.	開催年月日	審 議 案 件
		について ・ 令和４年度係長職候補者試験の実施について ・ 市長等に対する業務状況の報告について（令和３年度） ・ 令和４年人事院勧告等の概要について ・ 令和４年職員の給与勧告に関する基本方針について
11	04. 09. 02	・ 札幌市職員の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則案について ・ 札幌市会計年度任用職員の勤務条件に関する規則の一部改正に係る協議について ・ 札幌市教育委員会会計年度任用職員の勤務条件に関する規則の一部改正に係る協議について ・ 令和４年審第１号事案に係る審査について ・ 審査請求の受理等について ・ 令和４年度職員採用（短大の部、資格・免許職、高校の部及び社会人経験者の部）試験申込状況について ・ 令和４年公民較差及び職種別民間給与実態調査結果の概要等について ・ 令和４年職員の給与勧告に関する改定方針について ・ 令和４年職員の給与勧告における「人事・給与制度及びその他の勤務条件」について ・ 令和４年審第１号事案に係る審査について
12	04. 09. 08	・ 職員の給与に関する報告及び勧告
13	04. 09. 20	・ 一般職員の昇任選考について ・ 一般任期付職員の採用承認について ・ 条例案に対する意見について
14	04. 09. 22	・ 職員の給与に関する報告及び勧告（継続審議）
15	04. 09. 30	・ 札幌市職員の育児休業に関する規則等の一部を改正する規則案 ・ 札幌市における定年引上げ制度案
16	04. 10. 06	・ 令和３年審第１号事案に係る審査について ・ 令和４年審第１号事案に係る審査について ・ 令和４年度職員採用（短大の部、資格・免許職、高校の部及び社会人経験者の部）試験第１次試験受験状況及び実施結果 ・ 令和４年度障がいのある方を対象とした職員採用選考申込状況 ・ 令和３年審第１号事案に係る審査について
17	04. 10. 18	・ 一般職員の昇任選考について ・ 行政職給料表、消防職給料表、医師職給料表、教育職給料表及び特定任期付職員給料表の令和４年改定について ・ 令和４年審第２号事案に係る審査について ・ 任命権者に委任している競争試験等の実施結果の報告について（令

No.	開催年月日	審 議 案 件
		和4年度前期) ・解雇予告除外認定について
18	04.11.08	・一般職員の昇任選考について ・令和4年度職員採用（短大の部、資格・免許職、高校の部）試験採用候補者名簿の確定について ・令和4年審第2号事案に係る審査について ・令和4年度係長職候補者試験の実施状況について
19	04.11.29	・人事委員会事務局職員の人事発令について ・令和4年審第2号事案に係る審査について ・令和4年度障がいのある方を対象とした職員採用選考第1次選考受験状況 ・解雇予告除外認定について
20	04.12.05	・条例案に対する意見について（地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例案） ・条例案に対する意見について（札幌市職員給与条例の一部を改正する条例案等） ・令和4年度職員採用（社会人経験者の部）試験採用候補者名簿の確定について ・人事委員会事務局職員の人事発令について ・令和3年審第1号事案に係る審査について
21	04.12.22	・札幌市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則案 ・第66回全国人事委員会連合会公平審査事務研修会開催協議会の設置について ・令和4年審第2号事案に係る審査について
22	05.01.05	・令和4年度障がいのある方を対象とした職員採用選考最終合格者の確定について ・令和4年度係長職昇任候補者名簿の確定について ・令和4年審第1号事案に係る審査について ・令和3年審第1号事案に係る審査について ・係長職候補者試験の見直しについて
23	05.01.20	・学校事務職員の昇任選考について ・札幌市職員の定年等に関する条例施行規則案 ・地方公務員法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則案 ・地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の施行に関する規則案 ・札幌市職員給与条例附則第12項、第14項又は第15項の規定による給料に関する規則案 ・札幌市立学校教育職員の給与に関する条例附則第13条、第15条又は

No.	開催年月日	審 議 案 件
		第16条の規定による給料に関する規則案 ・ 札幌市職員給与条例附則第10項等の規定による給料月額の特例を受ける者への通知に関する規則案 ・ 札幌市職員特殊勤務手当支給規則の一部改正及び札幌市立学校教育職員特殊勤務手当支給規則の一部改正に係る協議について ・ 職員採用試験の見直しについて
24	05.02.06	・ 札幌市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則案 ・ 令和4年審第2号事案に係る審査について ・ 令和5年度職員採用試験日程（案）について
25	05.03.07	・ 令和3年審第1号事案に係る審査について ・ 令和3年審第1号事案に係る審査について ・ 令和4年審第2号事案に係る審査について
26	05.03.22	・ 一般職員の採用選考について ・ 職員の採用に係る初任給の承認について ・ 一般職員の昇任選考について（市長請求分） ・ 一般職員の昇任選考について（病院事業管理者請求分） ・ 消防吏員の昇任選考について ・ 教育公務員から一般職員への転任選考について ・ 一般任期付職員の採用承認について ・ 一般任期付職員の任期更新について ・ 定年引上げに伴う一般職員採用（社会人経験者の部）試験の受験資格要件の変更について
27	05.03.30	・ 人事委員会事務局職員の人事発令について ・ 札幌市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則案 ・ 札幌市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則案 ・ 令和4年度労働基準法等に基づく定期調査実施結果について ・ 解雇予告除外認定について ・ 解雇予告除外認定について ・ 解雇予告除外認定について ・ 令和5年度係長職候補者試験の日程について

Ⅱ 事 務 局

1 組 織（令和5年4月17日現在）



2 主な事務分掌（令和5年4月17日現在）

<調 査 課>

- ・人事委員会の議事
- ・勤務条件に関する措置要求及び不利益処分についての審査請求
- ・職員の苦情処理
- ・職員団体の登録
- ・労働基準監督機関の職権行使
- ・給与、勤務時間その他の勤務条件の調査研究及び立案等
- ・給与に関する報告及び勧告
- ・事務局の庶務、経理
- ・他課の主管に属しないこと

<任 用 課>

- ・人事に関する統計報告
- ・競争試験、選考その他任用
- ・勤務延長

3 予 算（令和5年度）

46,855千円 （前年度 49,343千円）

（内訳）・委 員 報 酬	9,636千円
・人事委員会運営費	37,219千円

Ⅲ 任 用

令和４年度に人事委員会が行った競争試験及び選考の結果は、次のとおりである。

１ 採 用

(1) 採用試験

ア 採用試験の実施状況

※登録者数…採用候補者名簿登録者数

試験の種類	試験区分		申込者数	受験者数	登録者数※	倍率
大学の部	一般事務	行政コース	人 1,113	人 822	人 212	倍 3.9
		福祉コース	68	56	20	2.8
	学校事務		84	65	10	6.5
	土 木		70	55	27	2.0
	建 築		23	17	7	2.4
	電 気		36	32	12	2.7
	機 械		18	15	7	2.1
	衛 生		77	55	12	4.6
	造 園		15	11	5	2.2
	消防吏員		207	170	27	6.3
	小 計		1,711	1,298	339	3.8
	短大の部	一般事務		154	100	17
学校事務		26	22	2	11.0	
土 木		14	9	1	9.0	
電 気		2	1	0	－	
機 械		3	3	1	3.0	
消防吏員		160	124	15	8.3	
小 計		359	259	36	7.2	
資格・免許職	保 健 師		35	32	6	5.3
	保 育 士		64	52	27	1.9
	栄 養 士		86	59	1	59.0
	小 計		185	143	34	4.2
高校の部	一般事務		290	218	37	5.9
	学校事務		16	11	3	3.7
	土 木		32	26	7	3.7
	電 気		13	11	3	3.7
	機 械		10	9	6	1.5
	消防吏員		188	169	18	9.4
	小 計		549	444	74	6.0
社会人 経験者の部	一般事務	行政コース	879	581	25	23.2
		福祉コース	57	43	7	6.1
	土 木		47	31	5	6.2
	建 築		14	11	2	5.5
	電 気		25	17	2	8.5
	機 械		31	22	4	5.5
	衛 生		30	23	5	4.6
	造 園		7	6	1	6.0
	保 健 師		26	20	4	5.0
	保 育 士		35	32	3	10.7
	小 計		1,151	786	58	13.6
合 計			3,955	2,930	541	5.4

イ 試験日程

区 分 日 程	大学の部、保健師	短大の部、保育士、 栄養士、高校の部	社会人経験者の部
告知日	令和4年4月18日	令和4年6月22日	令和4年6月22日
受付期間	令和4年4月25日 ～ 令和4年5月13日	令和4年7月1日 ～ 令和4年7月19日	令和4年7月1日 ～ 令和4年7月19日
第1次試験日	令和4年6月19日 ～ 令和4年7月3日	令和4年9月25日 ～ 令和4年10月9日	令和4年9月25日 ～ 令和4年11月6日
第1次試験 合格発表日	大学の部 (一般事務(行政、福祉)、 学校事務) 令和4年7月8日 上記以外 令和4年6月28日	短大及び高校の部 (一般事務、学校事務) 令和4年10月14日 上記以外 令和4年9月30日	一般事務 (行政、福祉) 令和4年11月11日 上記以外 令和4年10月21日
第2次試験日	令和4年6月30日 ～ 令和4年8月1日	令和4年10月7日 ～ 令和4年11月2日	令和4年10月21日 ～ 令和4年11月27日
名簿確定日	令和4年8月8日	令和4年11月8日	令和4年12月5日
最終合格発表日	令和4年8月10日	令和4年11月11日	令和4年12月9日

(2) 採用選考

ア 公募式採用選考(障がいのある方を対象とした採用選考)

職	申込者数	受験者数	合格者数	倍 率
一般事務	73 人	50 人	1 人	50.0 倍
学校事務	65	45	1	45.0

※選考職種の特願が可能であるため、申込・受験の数に重複がある。

告知日	令和4年8月29日
受付期間	令和4年9月5日～令和4年9月16日
第1次選考日	令和4年11月13日
第1次選考合格発表	令和4年11月30日
第2次選考日	令和4年12月20日
最終合格発表	令和5年1月6日

イ 非公募式採用選考

令和4年度の採用選考の結果は、局長職0名、部長職2名、課長職10名、係長職2名及び一般職1名である。

2 昇 任

(1) 係長職候補者試験

ア 係長職候補者試験の概要

係長職候補者試験は、事務職にあっては、昭和45年度から、技術職（土木系、建築系、設備系、衛生系）にあっては、平成2年度からそれぞれ行っている。

年齢階層に応じた能力実証を行うため、年齢による区分を設定し（Ⅰ…満50歳以上、Ⅱ…満40歳以上かつ満50歳未満、Ⅲ…満40歳未満）、また、受験者の負担を軽減するため、第1次試験の免除制度を設け、第2次試験の不合格者に対して、第1次試験に合格した年度の次の年度以降5年間、第1次試験を免除している。

イ 係長職候補者試験の実施状況

試験の種別 区分		有資格者数	受験者数	登録者数※	倍 率
事 務	Ⅰ	人 565	人 77	人 8	倍 9.9
	Ⅱ	729	261	55	5.0
	Ⅲ	1,240	727	67	11.1
	小計	2,534	1,065	130	8.5
土木系	Ⅰ	67	10	1	10.0
	Ⅱ	93	71	10	7.6
	Ⅲ	248	191	7	27.3
	小計	408	272	18	15.4
建築系	Ⅰ	6	2	1	3.0
	Ⅱ	21	13	2	7.0
	Ⅲ	80	60	2	30.5
	小計	107	75	5	15.6
設備系	Ⅰ	33	4	2	2.5
	Ⅱ	44	39	8	5.3
	Ⅲ	154	104	9	11.7
	小計	231	147	19	8.0
衛生系	Ⅰ	19	2	0	－
	Ⅱ	52	20	4	5.8
	Ⅲ	123	54	3	18.3
	小計	194	76	7	11.4
合 計	Ⅰ	690	95	12	8.3
	Ⅱ	939	404	79	5.5
	Ⅲ	1,845	1,136	88	13.2
	総計	3,474	1,635	179	9.4

※有資格者数及び受験者数は1次試験免除者を除く。

※登録者数…昇任候補者名簿登録者数

ウ 試験日程

告知日	第1次試験日	第1次試験合格発表日	第2次試験日		係長職昇任候補者名簿確定日
			論述試験	面接試験	
令和4年8月22日	令和4年10月22日	令和4年11月11日	令和4年11月26日	令和4年12月5～20日	令和5年1月5日

(2) 昇任選考

令和4年度の昇任選考の結果は、一般職員145名（局長職11名、部長職37名、課長職80名、係長職17名）、消防吏員19名（消防正監2名、消防監4名、消防司令長13名）、学校事務係長職1名、計165名である。

3 転任（選考）

令和4年度の転任選考の結果は、教育公務員から一般職員への転任が1名である。

4 任命権者に委任している任用

(1) 採用（選考）

任命権者	職	被選考者数	合格者数	倍率
市長		人	人	倍
	歯科医師	1	1	1.0
	理学療法士	7	1	7.0
	現業職	243	36	6.8
	動物専門員	88	3	29.3
病院事業管理者	会計年度任用職員（フルタイム）	251	172	1.5
	医師	39	39	1.0
	薬剤師	3	2	1.5
	助産師	6 (0)	2 (0)	3.0
	看護師	86 (5)	53 (2)	1.6
	医療情報職	7 (7)	1 (1)	7.0
	臨床検査技師	7	2	3.5
	臨床工学技師	5 (1)	1 (0)	5.0
	診療放射線技師	7 (1)	2 (1)	3.5
	言語聴覚士	2	1	2.0
交通事業管理者	歯科衛生士	1	0	-
	高速電車運転手	127	13	9.8

()内数字は職務経験者数

(2) 昇任（競争試験）

任命権者	試験の種別※	受験者数	合格者数	倍 率
消防長	消防司令	人 228	人 23	倍 10.0
	消防司令補A	288	26	11.0
	消防司令補B	2	2	1.0
	消防士長A	161	36	4.5
	消防士長B	2	1	2.0
	消防士長C	0	0	－
	合計	681	88	7.7

※試験の種別

- ・消防司令補A：大学卒は2年以上、短大及び高校卒は3年以上の消防士長の階級にある者
- ・消防司令補B：採用学歴区分にかかわらず、10年以上消防士長の階級にあり、年齢満45歳以上の者
- ・消防士長A：大学卒は3年以上、短大卒は4年以上、高校卒は6年以上の消防士の階級にある者
- ・消防士長B：採用学歴区分にかかわらず、10年以上消防士の階級にあり、年齢満34歳以上の者
- ・消防士長C：採用学歴区分にかかわらず、15年以上消防士の階級にあり、年齢満39歳以上の者

(3) 転任（競争試験）・・・現業職員からの転任

任命権者	試験の種別	受験者数	合格者数	倍 率
市長	一般事務	人 84	人 3	倍 28.0
	一般技術（土木）	1	0	－

Ⅳ 給与、勤務時間その他の勤務条件

1 職員の給与に関する報告及び勧告

本委員会は、地方公務員法の規定するところにより、職員給与の実態調査及び市内民間事業所の従業員の給与等の実態調査を実施し、給与等に関する調査研究を行ったうえで、令和4年9月22日に札幌市議会及び札幌市長に対して職員の給与等について報告し、併せてその改定について勧告を行った。

その概要は、次のとおりである。

(1) 職員給与の調査

項 目	内 容
調 査 名	「令和4年札幌市職員給与実態調査」
調査目的	本市に勤務する職員の給与等の実態を把握するため
調査対象	行政職、消防職及び医師職等の5種6給料表の適用職員（再任用職員以外17,031人、再任用職員1,122人）
調査時点	令和4年4月1日現在
調査内容	令和4年4月分の給与月額、諸手当の支給状況等

(2) 民間給与の調査

項 目	内 容
調 査 名	「令和4年職種別民間給与実態調査」
調査目的	職員の給与と市内民間事業所の従業員の給与との比較等を行うため
調査対象	企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の事業所から抽出した164所
調査内容	令和4年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額、手当等 令和4年4月分の初任給の状況 令和3年8月から令和4年7月までの特別給の支給実績 民間企業における給与改定の状況等
調査期間	令和4年4月25日から同年6月17日までの間

(3) 職員給与と民間給与の比較（公民給与の較差）

民 間 給 与 (A)	職 員 給 与 (B)	較 差 (A)－(B)
349,974円	349,222円	752円 (0.22%)

(4) むすび

項 目	内 容
1 給与の改定	(1) 月例給 公民較差の大きさ等を考慮し、基本的な給与である給料を引き上げる必要がある。 ア 行政職給料表 行政職給料表については、民間における水準、人事院勧告の内容等を考慮し、若年層を対象とした改定を行う必要がある。 イ 行政職給料表以外の給料表 消防職給料表については、行政職給料表との均衡を考慮して改定を行う必要がある。

	医師職給料表及び特定任期付職員に適用される給料表については、人事院勧告の内容に準じて改定を行う必要がある。 教育職給料表（高校・特別支援）及び教育職給料表（小・中・幼稚園）については、人事院勧告の内容を踏まえて改定を行う必要がある。 (2) 特別給 期末手当及び勤勉手当については、市内民間事業所との均衡を図るため、年間支給月数を引き上げる必要がある。引上げ分は、人事院勧告の内容を踏まえ、勤勉手当に配分することとし、本年度については12月期の勤勉手当を引き上げ、令和5年度以降については6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるよう支給月数を定める必要がある。 また、特定任期付職員に適用される給料表の適用を受ける職員の期末手当については、人事院勧告の内容に準じて改定を行う必要がある。 (3) 実施時期 本年の給与改定については、令和4年4月1日から実施することが適当である。ただし、本年の期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定については令和4年12月1日から実施し、令和5年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定については令和5年4月1日から実施することが適当である。
2 人事・給与制度及びその他の勤務条件	今後も、本市が様々な行政課題に対応し、適切な行政運営を行っていくためには、以下の項目で述べる人事・給与制度及びその他の勤務条件に関わる取組を進め、職員力・組織力を向上させる必要があると考える。 (1) 人材の確保 若年人口の減少、社会情勢の変化や就業意識の多様化等を背景に、全国的に公務員志望者の確保が厳しい状況が継続するとともに、若年層の早期離職者数が増加傾向にある。 行政課題が複雑・高度化する中、安定的に適切な行政サービスを提供していくためには、有為な人材を確保することが非常に重要である。 本委員会及び任命権者においては、オンラインを活用した採用広報活動やインターンシップの実施など、様々な採用活動に取り組んできたところであるが、昨今の厳しい情勢を踏まえ、更なる受験者数の確保に努める必要がある。公務員志望者のニーズに合わせ、取組内容の充実強化を図るとともに、公務への理解を深める機会を増やすことは、本市の課題に積極的に取り組むことが可能な人材を確保するためには重要であり、このことが若手職員の早期離職者数や採用試験合格後の辞退者数の減少にもつながるものと考ええる。 また、行政課題の変化に対応するためには、多様な有為の人材を継続的に確保していくことが求められることから、任命権者におい

	ては、外部人材や任期付職員の更なる活用を検討する必要があるほか、本委員会においても、時代に即した採用試験の在り方を検討していくことが必要である。 (2) 人材の育成 有為な人材が職場に定着し、本市職員として活躍し続けてもらうためには、職員のキャリア形成や能力開発の支援を計画的に行うことや、職員の意欲喚起や使命感の涵養を図り続けることが重要である。 また、地方公務員法の改正により、令和5年4月から定年が段階的に引き上げられ、公務に従事する期間が延長されることから、任命権者においては、職員のキャリア形成の考え方及び個々の職員に求められる役割をこれまで以上に明確化したうえで、能力及び実績に基づく適材適所の人事配置をより一層進めるとともに、人材育成に人事評価をより積極的に活用していく必要がある。 さらには、若手職員の離職防止、女性活躍、定年引上げといった課題に対応した職員研修の拡充、各職場における職員を育成し能力を高めあう組織風土の醸成、高齢層職員の豊富な知識や経験の伝承も併せて進めていくべきである。 特に、女性職員については、職員数や役職者数に占める割合が増加傾向にあり、女性がその個性と能力を十分に発揮できるよう、これまでも様々な取組を進めてきたところであるが、「札幌市子育て・女性職員応援プラン」で定める女性管理職割合の目標値（令和4年度までに19%）に達していないことを踏まえると、今後、役職登用をより積極的に進めていく必要がある。そのためには、これまで出産・育児等により女性職員の職務経験が中断されることもあったことなどから、より多様な職務機会の付与や、それを支える職場のバックアップ体制等、女性職員のキャリア形成を支援するための環境整備が急務である。 年齢や性別を問わず、全ての職員がそれぞれの能力を最大限発揮することは、市政運営上重要であることから、本委員会及び任命権者においては、既存の仕組みに捉われない人事管理の在り方、昇任制度の在り方を改めて検討することが必要である。
3 ワーク・ライフ・バランスの実現	(1) 長時間労働の是正 長時間労働の是正は、職員のワーク・ライフ・バランスの実現のほか、公務能率や行政サービスの質の向上の観点からも重要な課題である。 本市では、定時退庁の推進等の取組を継続して行い、平成31年4月からは、労働基準法の改正に基づき、時間外勤務の上限を設けて、長時間労働の抑制を図っているが、依然として、恒常的に時間外勤務の多い職場が見受けられるほか、令和2年度から続く新型コロナウイルス感染症対策業務等、上限時間を超えた勤務が行われている職場も存在している。

	任命権者においては、行政のデジタル改革（DX）の推進等により、業務を効率化して生産性の向上を図り、時間外勤務の縮減を進めるとともに、長時間の時間外勤務が常態化している職場においては、業務量に応じた適切な人員配置を行うことが必要である。 (2) 多様で柔軟な働き方の推進 本市では、「札幌市子育て・女性職員応援プラン」に基づき、仕事と子育ての両立に資する取組を進めるとともに、国の法改正等に合わせて、各種休暇制度等の拡充も図ってきたところである。 「地方公務員の育児休業等に関する法律」の改正により、本年10月から、育児休業の取得回数の制限が緩和されるなど、より柔軟で多様な制度の利用が期待されるところであり、職員への制度の周知はもちろん、職場内でのフォロー体制や、代替職員の迅速な配置など、取得しやすい環境を整備することも重要である。 また、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、昨年度から時差出勤制度及び在宅勤務制度が順次制度化されたところであるが、引き続き、男女問わずに職員の働きやすい環境を整備していくため、国のフレックスタイム制の柔軟化の動向等も注視しながら、多様で柔軟な働き方について、検討を進めていくことが求められている。
4 心の健康づくり（メンタルヘルス対策）	職員が心身ともに健康を保持し、生き生きと職務に従事することは、質の高い行政サービスの維持・向上のために必要不可欠であるが、休務・休職者のうち、メンタルヘルスの不調が要因となっている職員の割合は、依然として高い水準で推移しており、ここ数年で更に増加傾向にある。加えて、新型コロナウイルス感染症による、業務の量や質、職員間のコミュニケーションの問題など、職員の心の健康への影響も懸念されるところである。 こうしたことへの対策として、これまで以上に、ストレスチェックの意義や相談窓口の周知等による早期発見の取組が求められる。管理監督者は、従来にも増して、声掛けや面談等を通じた職員のストレス状況の把握に努め、特に業務量が著しく増加している職員や心身の不調のサインが見られる職員に対しては、適切なタイミングで産業医の面談につなげることが重要である。
5 ハラスメントの防止	職場内でのハラスメントは、職員個人の人格や尊厳を傷つけ、職員の能力発揮を妨げることや、心身の健康を害することにつながるだけでなく、職場環境を悪化させ、公務運営にも支障を来すものである。 各種ハラスメントの防止について、任命権者は、これまで周知・啓発、相談体制の整備等の取組を進めてきたところであるが、職員からの相談内容として、パワーハラスメントに関する割合が高いという傾向があることから、それぞれの職員が指導とハラスメントの違いを正しく理解し、自身の何気ない言動がパワーハラスメントになり得ることを認識する必要がある。 そして、日ごろから、管理監督者を含む職員間で積極的なコミュニ

	ケーションを取ることで、あらゆるハラスメントを見逃さない良好な職場風土を醸成していくことが重要である。
6 服務規律の確保	職員の服務規律の確保については、本委員会の報告において繰り返し言及し、任命権者による不祥事防止の通知の発出や、各職場での研修の実施など、様々な取組が行われてきているが、依然として職員の非違行為による不祥事が後を絶たない。 特に、令和3年度は手当の不正受給や不適切な事務処理による職員の処分が目立ち、また、内部統制制度の報告によれば、個人情報等の誤送付等の事故は前年度に比べて増加しているほか、重大な不備事案も報告されている。 改めて、管理監督者が中心となり、職場内でのリスクの選定や職員間での共有、ICTの活用も含めた業務手法の見直し等を行い、適正な事務の処理を徹底し、市民の信頼回復に努めていく必要がある。 また、依然として、教職員によるストーカー行為や、児童ポルノ禁止法違反、強制わいせつといった悪質性の高い事案が散見されている。 教育委員会では、本年4月の「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の施行を受けて、専門家（弁護士、臨床心理士、公認心理師）による事案の調査、アドバイス、研修等の新たな取組を始めたところであるが、児童生徒の人格形成にも影響を与える教職員には、特に高い倫理観が求められていることから、専門家の知見等も活用しながら、若い教員をはじめとした教職員への研修や指導を徹底し、不祥事の根絶に努めることが求められている。
7 定年の引上げへの対応	本委員会では、昨年報告において、高齢層職員の役割の重要性に鑑み、定年の段階的引上げに向け、再任用職員の処遇や役職定年後の職員が担う役割とそれに応じた職の在り方等を含めて、制度構築に向けた検討を進めるよう言及したところである。 その後、関係機関が連携し、組織の新陳代謝を図りながら、高齢層職員の知識・技術・経験の活用もできるよう、新たな職の設置や人事配置等の運用面について検討を重ねてきたところである。 令和5年4月の施行に向けては、これまでの検討経過も踏まえ、所要の規程整備を行うとともに、全ての職員に定年引上げ後の人事制度を丁寧に周知していく必要がある。 また、再任用職員をフルタイムで本格的業務に従事させるなど、積極的に活用してきた本市の実情や、現場で再任用職員が果たしている職務・職責も踏まえ、職員の高い士気を維持しながら、制度を円滑に移行させるための経過的な措置についても検討する必要がある。 なお、国においては、定年の段階的引上げが完成するまでに、60歳前後の給与水準が連続的なものとなるよう所要の措置を順次講ずることとしていることから、本委員会としても、国家公務員における検討の状況を注視しながら、本市における給与制度の在り方について検討を行っていく必要がある。

	(おわりに) 本市においては、人口減少の局面を迎え、多様化する介護・福祉に関する支援ニーズが一層増加することに加えて、新型コロナウイルス感染症対応の継続や感染症対策を行いながらの各種行政課題への対応、さらには物価高騰の影響等を踏まえた市民生活向上に向けた対策など、様々な課題に直面しており、ここ数年で職員の負担感は大きく増えている。 また、そのような情勢の中、定年の段階的引上げをはじめ、職員の人事・給与制度は大きな変革の時を迎えており、個々の職員に求められる役割や責任など、取り巻く環境も変化していくこととなる。 こうした状況において、年齢や性別を問わず、全ての職員が一丸となり、札幌市職員としての高い志と気概を持って職務に精励することが非常に重要であり、そのためにも、時代に即した人事・給与制度となるよう目に見えるしっかりとした取組を進め、職員一人ひとりのエンゲージメント（仕事へのやりがいや働きがいを感じながら組織や仕事に自発的に貢献する意欲）を高めていく必要がある。 市議会及び市長にあっては、勧告制度の趣旨に理解を示され、速やかにこの勧告を実施されるよう要請する。
--	--

(5) 勧告

項 目	内 容
1 給料表	(1) 行政職給料表 行政職給料表については、民間における水準、人事院勧告の内容等を考慮し、若年層を対象とした改定を行うこと。 (2) 行政職給料表以外の給料表 消防職給料表については、行政職給料表との均衡を考慮して改定すること。 医師職給料表及び特定任期付職員に適用される給料表については、人事院勧告の内容に準じて改定すること。 教育職給料表（高校・特別支援）及び教育職給料表（小・中・幼稚園）については、人事院勧告の内容を踏まえて改定すること。
2 期末手当及び勤勉手当	期末手当及び勤勉手当については、以下のとおり改定すること。 (1) 令和4年12月期の支給割合 ア イ及びウ以外の職員 勤勉手当の支給割合を1.05月分（再任用職員にあっては、0.5月分）とすること。 イ 特定職員 勤勉手当の支給割合を1.25月分（再任用職員にあっては、0.6月分）とすること。 ウ 特定任期付職員 期末手当の支給割合を1.675月分とすること。 (2) 令和5年6月期以降の支給割合 ア イ及びウ以外の職員

	6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.475月分）とすること。 イ 特定職員 6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.2月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.575月分）とすること。 ウ 特定任期付職員 6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.65月分とすること。
3 改定の実施時期	この改定は、令和4年4月1日から実施すること。ただし、2の(1)については令和4年12月1日から実施し、2の(2)については令和5年4月1日から実施すること。

2 職員に関する条例の制定、改廃に関する意見の申出

本委員会は、市議会から「札幌市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案」等について意見を求められ、これらについて意見の申出を行った。

以下の条例案については、異議のない旨意見の申出を行った。

年 月 日	条 例 案 名	概 要
4.6.1	札幌市職員退職手当条例の一部を改正する条例案 札幌市立学校教育職員退職手当条例の一部を改正する条例案	雇用保険法の一部改正に伴う国家公務員退職手当法の改正内容等を考慮して、本市職員及び教育職員に係る失業者の退職手当について国の制度に準じたものとするため、所要の改正を行う。
4.9.20	札幌市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案	地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正により、原則2回まで育児休業を取得することが可能となること等を踏まえ、柔軟な育児休業の取得を可能とする等、本市職員の育児休業に関して必要な事項を定めるため、所要の改正を行う。
4.12.5	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例案	地方公務員法の一部を改正する法律により、地方公務員の定年の引上げを前提として、管理監督職勤務上限年齢制や定年前再任用短時間勤務制などの制度が設けられることに伴い、本市職員の定年を引き上げるとともに、関係条例の整備等を行う。
4.12.5	札幌市職員給与条例の一部を改正する条例案	人事委員会の勧告等を考慮して、本市職員の給料表の改定を行うとともに、勤勉手当の支給割合を引き上げる等の

		ため、所要の改正を行う。
	札幌市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案	人事委員会の勧告等を考慮して、本市の特定任期付職員に適用される給料表の改定を行うとともに、期末手当の支給割合を引き上げる等のため、所要の改正を行う。
	札幌市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案	本市の一般職の職員の給与改定等を考慮して、本市の会計年度任用職員の給料表の改定を行うとともに、期末手当の支給割合を引き上げる等のため、所要の改正を行う。
	札幌市立学校教育職員の給与に関する条例及び札幌市立学校教育職員特殊勤務手当条例の一部を改正する条例案	人事委員会の勧告等を考慮して、本市の教育職員の給料表の改定を行うとともに、勤勉手当の支給割合を引き上げる等のため、所要の改正を行う。
	札幌市職員特殊勤務手当条例の一部を改正する条例案	ヒグマの捕獲、処分、痕跡調査等に従事した職員に対して特定危険作業手当を支給する等のため、所要の改正を行う。

V 公 平 審 査

1 勤務条件に関する措置要求の審査

令和4年度における措置要求事案は、係属案件及び新規受理案件とにもない。

2 不利益処分に関する審査請求の審査

令和4年度における審査請求事案は、次のとおりである。

事 案 名	受理年月日	処分者	審査状況
		処分内容	
懲戒処分取消請求事案 (令和3年審第1号事案)	R3. 3. 9	教育委員会	R5. 3. 7 処分承認
		懲戒免職	
分限処分取消請求事案 (令和4年審第1号事案)	R4. 7. 27	札幌市長	係属中
		分限休職	
懲戒処分取消請求事案 (令和4年審第2号事案)	R4. 9. 2	教育委員会	係属中
		懲戒免職	

3 職員からの苦情の処理

令和4年度における相談件数は、次のとおりである。

	任用	給与	勤務条件等	福利厚生	公平審査	セクハラ・いじめ	その他	合計
相談	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	2 件	1 件	3 件
処理	0	0	0	0	0	2	1	3 件

VI 職 員 団 体

1 職員団体の登録

令和5年4月1日現在、職員団体の登録等に関する条例に基づき人事委員会に登録されている職員団体は、次のとおりである。

職 員 団 体 の 名 称	事 務 所 所 在 地	単一体、 連合体の別	法 人 格 の 有 無	登録年月日
自 治 労 札 幌 市 役 所 職 員 組 合	札幌市中央区北1条西2丁目 (本庁舎内)	単一体	有	S41.10.12
札 幌 市 立 高 等 学 校 教 職 員 組 合	札幌市中央区南3条西12丁目 (北海道教育会館内)	〃	無	S47. 9.14
自 治 労 札 幌 市 学 校 事 務 労 働 組 合	札幌市北区北6条西7丁目 (北海道自治労会館内)	〃	〃	S49. 7.23
札 幌 市 教 職 員 組 合	札幌市中央区南3条西12丁目 (北海道教育会館内)	〃	有	H29. 3.23
全 札 幌 教 職 員 組 合	札幌市東区北9条東1丁目 (北海道労働センター内)	〃	〃	H29. 4.20

なお、令和4年度中における登録事項の変更状況は次のとおりである。

職員団体の名称	登録事項の変更件数	
	役 員	規 約
自 治 労 札 幌 市 役 所 職 員 組 合	0 件	0 件
札 幌 市 立 高 等 学 校 教 職 員 組 合	1	0
自 治 労 札 幌 市 学 校 事 務 労 働 組 合	0	0
札 幌 市 教 職 員 組 合	1	1
全 札 幌 教 職 員 組 合	1	0
計	3	1

2 管理職員等の指定状況

本市における機関別管理職員等の数及び指定率は、次のとおりである。

(令和5年4月1日現在)

機 関		局長職	部長職	課長職	係長職	一般職	計
議 会 事 務 局		人 1	人 1	人 3	人 1	人 0	人 6
市長 部局	本 庁	24	119	301	82	29	555
	区 役 所	10	44	192	10	0	256
教育委員会事務局		2	6	20	12	13	53
人事委員会事務局		1	1	2	7	0	11
市選挙管理委員会事務局		0	1	1	1	0	3
監 査 事 務 局		1	1	3	1	0	6
計		39	173	522	114	42	890
指 定 率 (注 1)		10.53%					

(令和5年5月1日現在)

機 関	校長及び園長	副校長	教頭	事務長	局長職	部長職	教務主事等	課長職	係長職	計
幼 稚 園	人 9	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 9
小 学 校	196	0	198	1	0	0	0	0	0	395
中 学 校	96	0	98	1	0	0	0	0	0	195
義務教育学校	1	1	1	0	0	0	0	0	0	3
高 等 学 校	7	4	7	7	0	0	0	0	0	25
中等教育学校	1	1	1	1	0	0	0	0	0	4
特別支援学校	5	0	5	5	0	0	0	0	0	15
計	315	6	310	15	0	0	0	0	0	646
指定率(注2)	6.74%									

(注1) 「指定率」の算出基礎となった職員数には、特別職、企業職員、消防職員、教職員(教職員から事務職員に転任している職員を除く。)及び単純労務職員は含まれていない。

(注2) 「指定率」の算出基礎となった教職員数には、学校事務職員及び学校栄養職員を含み、教職員から事務職員に転任している職員並びに単純労務職員は含まれていない。

VII 労働基準監督機関

1 適用事業所の号別決定

北海道労働局との協定による適用事業所の号別決定は、次のとおりである。

[令和5年4月1日現在]

監督機関	労働基準法別表第1号別等	任命権者	事業又は事務所
労働局	第1号	市長	各水処理センター（各水再生プラザ運転係を含む。）
	第3号	市長	各区土木部
	第13号	市長	精神保健福祉センター／子ども発達支援総合センター（はるにれ学園及び発達医療センターを除く。）／はるにれ学園／発達医療センター／保健所（食の安全推進課広域食品対策係・市場検査係及び動物管理センターを含み、里塚斎場を除く。）／各保育・子育て支援センター／各保育園／児童相談所家庭支援課一時保護一係、一時保護二係及び一時保護三係／各区保健福祉部健康・子ども課
	第15号	市長	保健所里塚斎場／各清掃事務所／処理場管理事務所（各処理場を含む。）／各清掃工場／各下水管理センター
人事委員会	第12号	市長	衛生研究所／認定こども園にじいろ／農業支援センター／円山動物園
		消防長	消防学校
		教育委員会	教育センター／中央図書館／各小学校／各中学校／各義務教育学校／各高等学校／開成中等教育学校／各特別支援学校／各幼稚園
	別表第1各号に該当しない官公署	市長	本庁市長事務局（スマートシティ推進部、文化部、スポーツ部、招致推進部、子ども育成部、子育て支援部（各保育・子育て支援センター、各保育園及び認定こども園にじいろを除く。）、子どもの権利救済事務局及びみどりの推進部を含む。）／職員研修センター／情報システム部／東京事務所／各市税事務所／児童相談所（家庭支援課一時保護一係、一時保護二係及び一時保護三係を除く。）／中央卸売市場／下水道河川局（事業推進部各下水管理センター及び各水処理センターを除く。）／各区（各土木部及び各保健福祉部健康・子ども課を除く。）
		消防長	消防本部（総務部消防学校を除く。）／各消防署
		教育委員会	教育委員会事務局（学校教育部教育センター及び中央図書館を除く。）
		選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局
		人事委員会	人事委員会事務局
		代表監査委員	監査事務局
		市議会議長	議会事務局

備考 この表に掲げていない事業所又は事務所であって第12号又は別表第1各号に該当しない官公署の事業を行うものについては、直近上位の組織に含まれる。

2 職権行使の状況

令和4年度中に人事委員会が職権行使した主なものは、次のとおりである。

項 目	件 数
解 雇 予 告 除 外 認 定	認定 6 件 不認定 0 件
第一種圧力容器落成検査	0 件
合 計	6

VIII 公平委員会の事務の受託

1 本委員会に公平委員会の事務を委託している地方公共団体

地方公務員法第7条第4項の規定により、公平委員会を置く地方公共団体は、公平委員会の事務を他の地方公共団体の人事委員会に委託することができる。この規定に基づき、本委員会に公平委員会の事務を委託している地方公共団体は、次のとおりである。

団 体 名	所 在 地	受託年月日
北海道後期高齢者医療広域連合	札幌市中央区南2条西14丁目	H19. 7. 6

2 受託事務の内容

地方公務員法第8条第2項に規定する次の事務を受託している。

- (1) 勤務条件に関する措置の要求の審査
- (2) 不利益処分に関する審査請求の審査
- (3) 職員の苦情処理
- (4) 職員団体の登録
- (5) 管理職員等の範囲を定める規則の制定

参 考 資 料

第1表 職 員 の 構 成

第2表 公 民 較 差 の 推 移

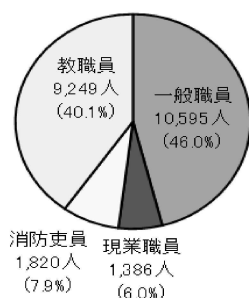
第1表 職員の構成

人事委員会では、毎年「職員数に関する資料収集」を行い、任用制度の研究・検討に必要な基礎的統計資料を作成している。

令和5年4月1日現在の本市全職員数（企業職員を含み、特別職を除く。）は、22,908人であり、その内訳は図1のとおりである。

資料収集の対象としている職員は、教職員を除く一般職員、現業職員、消防吏員であるが、このうち一般職員の年齢構成等は図2～図7のとおりとなっている。

図1 職員の内訳



内 訳	職 員 数	
一般職員	10,595	(46.0%)
現業職員	1,386	(6.0%)
消防吏員	1,820	(7.9%)
教職員	9,249	(40.1%)
合 計	23,050	(100.0%)

図2 一般職員の年齢別構成（全体）

一般職員全体 10,595人（平均39.7歳）

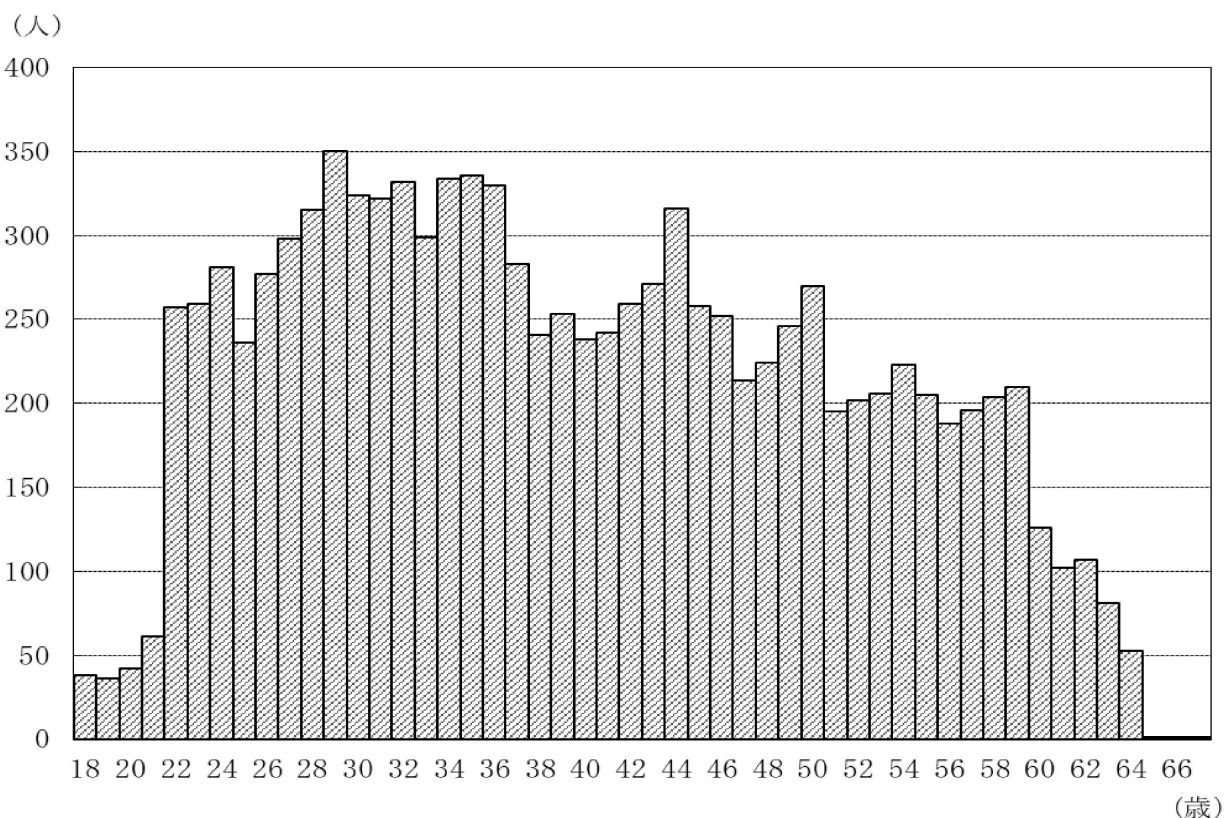


図3 一般職員の年齢別構成（事務職員）
事務職員 6,076人（平均40.1歳）

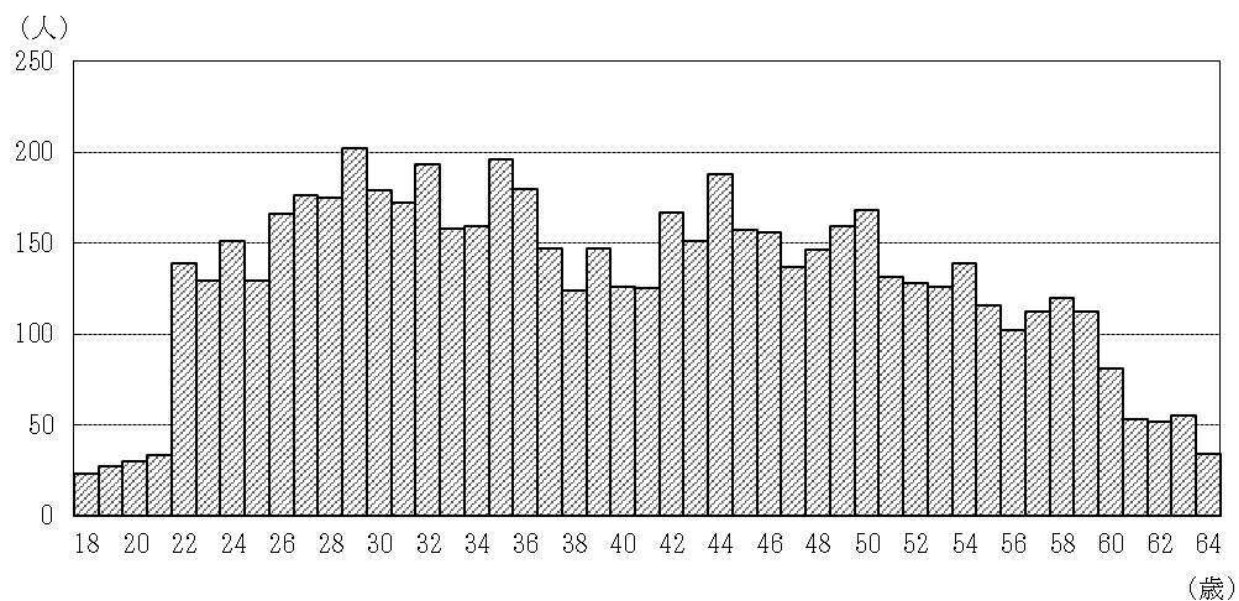


図4 一般職員の年齢別構成（技術職員）
技術職員 4,519人（平均39.3歳）

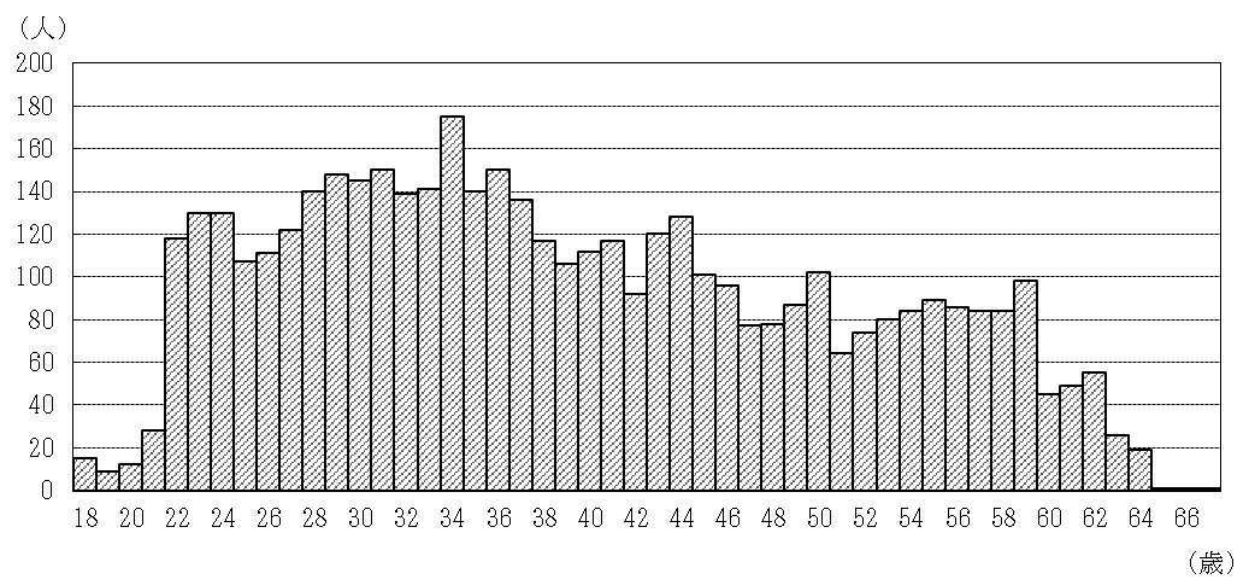
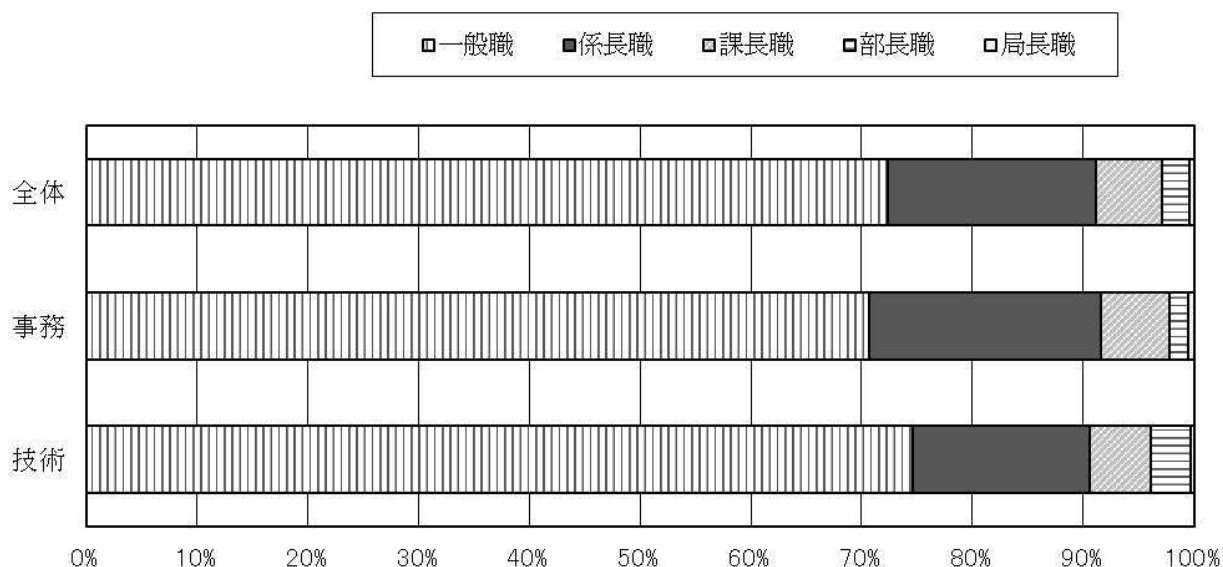
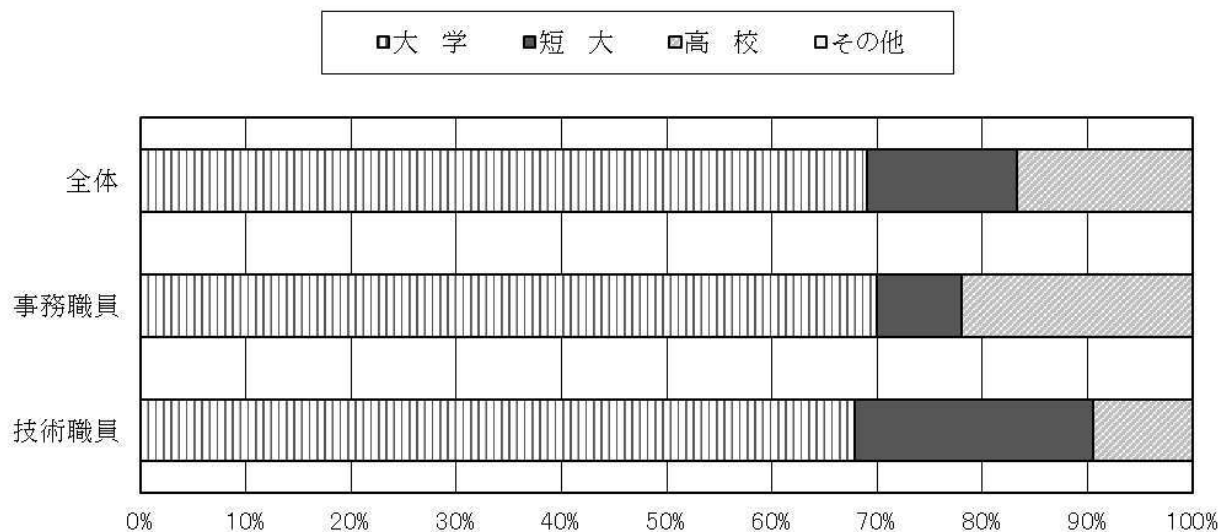


図5 一般職員の職の階位別構成



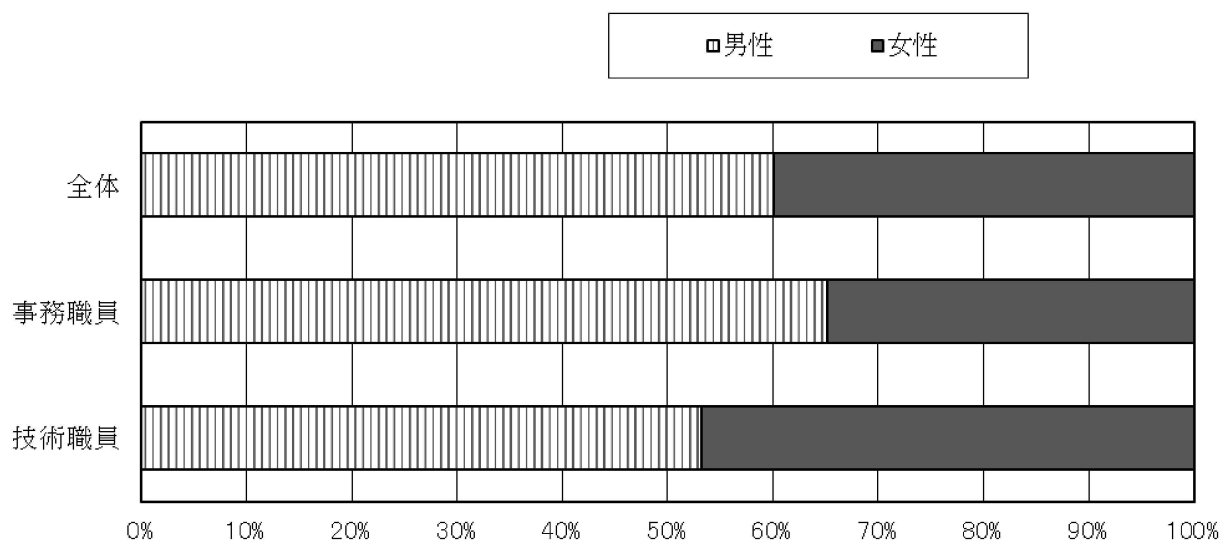
	合 計	一般職	係長職	課長職	部長職	局長職
全 体	10,595	7,664 (72.3%)	1,998 (18.9%)	624 (5.9%)	263 (2.5%)	46 (0.4%)
事務職員	6,076	4,293 (70.7%)	1,276 (21.0%)	374 (6.2%)	102 (1.7%)	31 (0.5%)
技術職員	4,519	3,371 (74.6%)	722 (16.0%)	250 (5.5%)	161 (3.6%)	15 (0.3%)

図6 一般職員の学歴別構成（最終学歴）



	合 計	大 学	短 大	高 校	その他
全 体	10,595	7,314 (69.0%)	1,514 (14.3%)	1,764 (16.6%)	3 (0.0%)
事務職員	6,076	4,249 (69.9%)	490 (8.1%)	1,335 (22.0%)	2 (0.0%)
技術職員	4,519	3,065 (67.8%)	1,024 (22.7%)	429 (9.5%)	1 (0.0%)

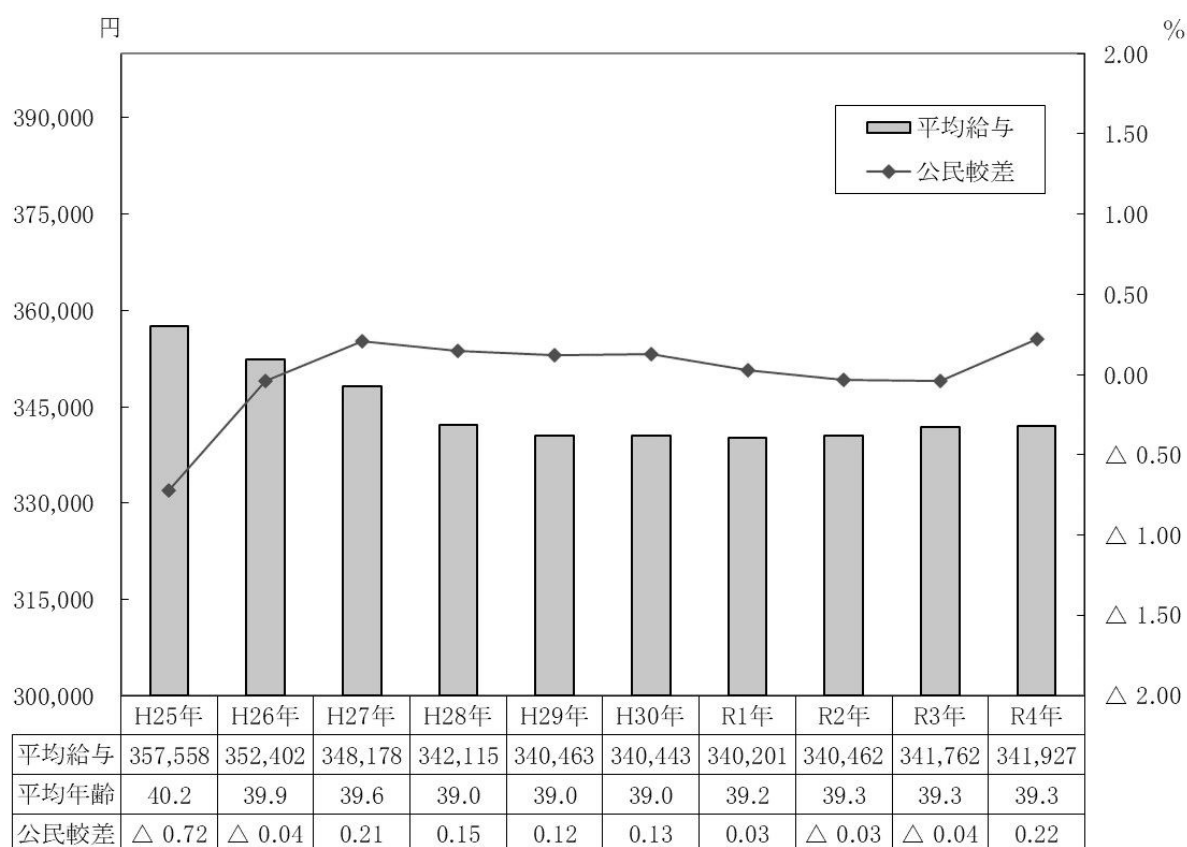
図7 一般職員の男女別構成



	合 計	男 性	女 性
全 体	10,595	6,363 (60.1%)	4,232 (39.9%)
事務職員	6,076	3,957 (65.1%)	2,119 (34.9%)
技術職員	4,519	2,406 (53.2%)	2,113 (46.8%)

第 2 表 公民較差の推移

	札幌市の公民較差		(参考) 国の官民較差	
	率	額	率	額
平成25年	△0.72 %	△2,677 円	0.02 %	76 円
平成26年	△0.04 %	△151 円	0.27 %	1,090 円
平成27年	0.21 %	745 円	0.36 %	1,469 円
平成28年	0.15 %	521 円	0.17 %	708 円
平成29年	0.12 %	415 円	0.15 %	631 円
平成30年	0.13 %	455 円	0.16 %	655 円
令和元年	0.03 %	105 円	0.09 %	387 円
令和 2 年	△0.03 %	△119 円	△0.04 %	△164 円
令和 3 年	△0.04 %	△151 円	0.00 %	△19 円
令和 4 年	0.22 %	752 円	0.23 %	921 円



(参 考) 過去10年間における札幌市の公民較差及び平均給与の推移

- (注) 1 平均給与及び平均年齢は当該年 4 月 1 日現在の行政職給料表適用職員のものである。
 2 平均給与は給料、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当、管理職手当及び寒冷地手当の合計額である。

人事委員会年報 令和4年度
(令和5年(2023年)8月発行)

編集・発行

札幌市人事委員会
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
TEL (011) 211-3147
FAX (011) 211-3148

市政等資料番号	01-U02-23-1559
関係部局保存期間	1年